

産業イノベーション促進地域 県内全域（41市町村）

沖縄県知事策定の「産業イノベーション促進計画」における指定地域の区域内（県内全域）の企業が、その産業高度化・事業革新措置の実施に関する計画について、事前に沖縄県知事から当該計画が適当である旨の認定及び主務大臣による確認を受けた上で、以下の国税及び地方税における税制上の特例措置を活用することができます。



	特例措置	特例措置の概要	対象業種
国 税 注1	①投資税額控除	県内全域において、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従う 一定価額(機械及び装置、器具及び備品100万円注2、建物及びその附属設備1,000万円注3) を超える設備の新増設をした場合、その設備の取得価額の一定割合が法人税額から控除される。 控除率：機械及び装置、器具及び備品 15% 建物及びその附属設備、構築物注4 8% (法人額の20%限度、繰越4年、取得価額の上限は20億円)	1. 製造業 2. 道路貨物運送業 3. 倉庫業 4. 卸売業 5. 自然科学研究所 6. 電気業（一定要件あり） 7. 特定ガス供給業 8. デザイン業 9. こん包業 10. 機械修理業 11. 機械設計業 12. 非破壊検査業 13. 商品検査業 14. 計量証明業 15. 経営コンサルタント業 16. エンジニアリング業 17. 研究開発支援検査分析業 ※8～17は国税及び地方税（事業所税除く）の特例措置は対象外
	②特別償却	県内全域において、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従う 一定価額(機械及び装置、器具及び備品100万円注2、建物及びその附属設備1,000万円注3) を超える設備の新増設をした場合、特別償却が認められる。 特別償却率：機械及び装置、器具及び備品 34% 建物及び建物附属設備、構築物注4 20% (取得価額の上限は20億円)	
地 方 税	③法人事業税の課税免除	指定地域内において、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従う 一定価額(機械及び装置、器具及び備品500万円、建物及びその附属設備1,000万円) を超える設備の新増設をした場合、法人事業税を一部免除 (5年間) 注2注3	1. 製造業 2. 倉庫業 3. 特定の機械等修理業 4. 特定の無店舗小売業 5. 航空機整備業
	④不動産取得税の課税免除	指定地域内において、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従う 一定価額(1,000万円) を超える対象施設である家屋及びその敷地である土地を取得した場合、不動産取得税を一部課税免除注5	
	⑤固定資産税の課税免除 ※倉庫業を除く	指定地域内において、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従う 一定価額(機械及び装置、器具及び備品100万円、建物及びその附属設備1,000万円) を超える設備の新増設をした場合、各市町村の条例により固定資産税を一部課税免除 (5年間) 注3	
	⑥事業所税の課税軽減 ※那覇市のみ	那覇市において、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従う 機械装置等の取得価額が1,000万円以上で、建物等の取得価額の合計額が1億円以上 の新設の場合、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を2分の1として計算 (5年間)	

※特例措置の活用には認定が必要です。①、②、③、④、⑤沖縄県知事による認定及び主務大臣による確認が必要
実際に特例措置を活用する際には、各税務署及び沖縄国税事務所(国税)、県税事務所(地方税のうち県税)、各市町村税務担当課(地方税のうち市町村税)にご相談ください。
ただし、認定を受けたとしても特例の適用を確約するものではありませんので、予めご了承ください。(適用に関する適否については、税務当局の判断になります。)

注1: 国税特例措置は、①②のいずれかを**選択**(個人は②のみ)
注2: 器具及び備品は、専ら開発研究用その他政令で定められるものに限り
注3: 建物附属設備は、建物と同時取得した場合にのみ制度対象となる。
注4: 構築物はガス供給業又は製造業の用に供する液化天然ガスを貯蔵するためのガス貯槽及びそのガスを利用するための導管に限る
注5: 土地については、**取得(購入)後1年以内に建物建設に着手**した場合に限る

特区・地域制度活用のメリット

1 所得控除 法人税の課税対象所得の最大40%を損金として算入できます (国際物流拠点産業集積地域のみ)。	所得1,000万円 40%所得控除 法人税額300万円 所得控除400万円 所得600万円 減税額120万円 法人税額180万円 制度活用前 制度活用後	※法人税率(国税+地方税)は30%として算出 ※所得控除の活用により、法人実効税率約30%→約20%
2 投資税額控除 機械設備等を新・増設した場合、その取得価額の一定額を法人税額から控除することができます。	所得1,000万円 機械等の取得(例:600万円) 法人税額230万円 600万円×15%=90万円 控除限度額230万円×20%=46万円 法人税額46万円 減税額184万円 制度活用前 制度活用後	※所得は普通償却額のみを損金算入した時の額 ※法人税(国税)は23%として算出 ※控除限度額(法人税額の20%)を超えた金額は、翌年度以降に控除可能(4年間繰越可)
3 特別償却 機械設備等を新・増設した場合、その取得価額の一定額を特別償却費として経費に算入できます。	所得1,000万円 機械等の取得(例:600万円) 法人税額230万円 600万円×50%=300万円 特別償却300万円 活用年度の軽減税額69万円 所得700万円 法人税額161万円 制度活用前 制度活用後	※所得は普通償却額のみを損金算入した時の額 ※法人税率(国税)は23%として算出 ※特別償却率50%は国際物流拠点産業集積地域制度活用の場合

国際物流拠点産業集積地域 那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区、 うるま・沖縄地区(中城湾港新港地区、仲嶺・上江洲地区、平安座地区、池武当地区)、南風原・八重瀬地区

沖縄県知事策定の「国際物流拠点産業集積計画」における指定地域内の企業が、事業計画等について、知事による所要の認定及び主務大臣による所要の確認等を受けた場合に、以下の税制上の特例措置を活用することができます。

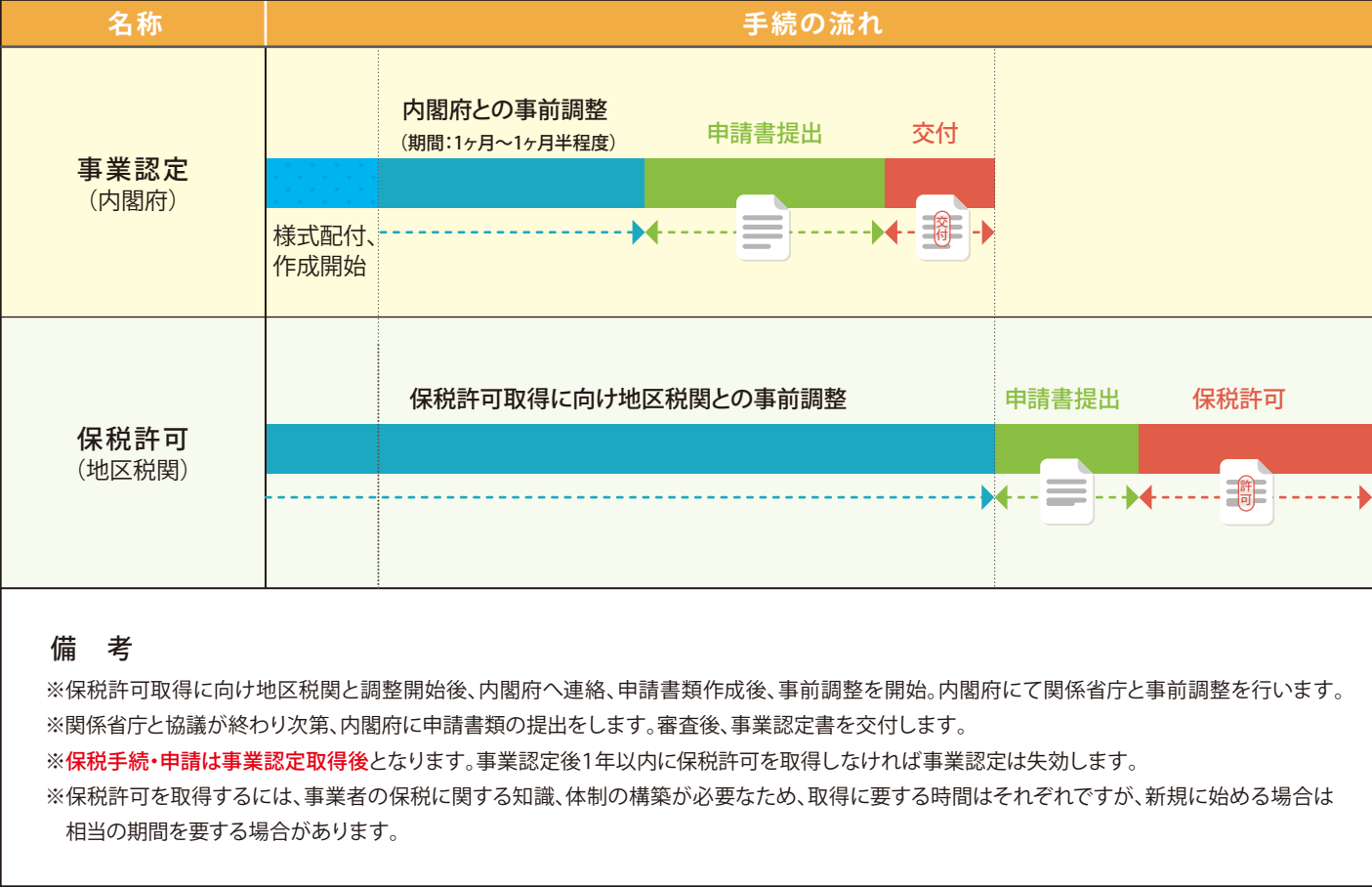


	特例措置	特例措置の概要	対象業種
国 税 注1	①所得控除	国際物流拠点産業集積地域内において、 新たに設立された、対象業種のいずれかを専ら営む、常時使用する従業員数15名以上 の法人について、新設後 10年間 、法人税課税所得の40%が控除される。(法人事業税、法人住民税も同様)	1. 製造業 2. 倉庫業 3. 特定の機械等修理業 4. 特定の無店舗小売業 5. 航空機整備業
	②投資税額控除	対象地域内において、対象業種の用に供する一定価額 (機械及び装置100万円、建物及びその附属設備1,000万円注2) を超える設備の新増設をした場合、その設備の取得価額の一定割合が法人税額から控除される。 控除率：機械及び装置15%、建物及びその附属設備8% (法人税額の20%限度、繰越4年、取得価額の上限は20億円)	1. 製造業 2. 倉庫業 3. 道路貨物運送業 4. 卸売業 5. 特定の機械等修理業 6. 特定の無店舗小売業 7. 特定の不動産賃貸業 8. 航空機整備業 9. こん包業注4
	③特別償却	対象地域内において、対象業種の用に供する一定価額 (機械及び装置100万円、建物及びその附属設備1,000万円注2) を超える設備の新増設をした場合、特別償却が認められる。 特別償却率：機械及び装置50%、建物及びその附属設備25% (取得価額の上限は20億円)	
関 税	④関税の課税の選択制の適用	保税工場などにおいて、外国貨物を原料として加工又は製造された製品を国内に引き取る際に課される関税について、特定品目を除き原料に対する課税と製品に対する課税のいずれかを選択できる。	1. 製造業 2. 倉庫業 3. 道路貨物運送業 4. 卸売業 5. 特定の機械等修理業 6. 特定の無店舗小売業 7. 特定の不動産賃貸業 8. 航空機整備業 9. こん包業注4
	⑤保税地域許可手数料の軽減	保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域に係る許可手数料が半減される。	
地 方 税	⑥法人事業税の課税免除	対象地域内において、対象業種の用に供する 一定価額(機械及び装置1,000万円、建物及びその附属設備1,000万円) を超える設備の新増設をした場合、法人事業税を一部課税免除 (5年間) 注2	1. 製造業 2. 倉庫業 3. 道路貨物運送業 4. 卸売業 5. 特定の機械等修理業 6. 特定の無店舗小売業 7. 特定の不動産賃貸業 8. 航空機整備業 9. こん包業注4
	⑦不動産取得税の課税免除	対象地域内において、対象業種の用に供する 一定価額(機械及び装置1,000万円、建物及びその附属設備1,000万円) を超える設備の新増設をした場合、不動産取得税を一部課税免除注2注3	
	⑧固定資産税の課税免除 ※倉庫業を除く	対象地域内において、対象業種の用に供する 一定価額(機械及び装置100万円、建物及びその附属設備1,000万円) を超える設備の新増設をした場合、各市町村の条例により固定資産税を一部課税免除 (5年間) 注2注3	
	⑨事業所税の課税軽減 ※那覇市のみ	那覇市において、対象業種の用に供する 機械装置等の取得価額の合計額が1,000万円以上、建物等の取得価額の合計額が1億円以上 の新設の場合、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を2分の1として計算。 (5年間)	

※特例措置の活用には認定が必要です。①沖縄県知事による特定国際物流拠点事業の認定及び主務大臣による確認が必要
②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧沖縄県知事による認定及び主務大臣による確認が必要
④、⑤地区税関の許可及び主務大臣の事業認定が必要
実際に特例措置を活用する際には、各税務署及び沖縄国税事務所(国税)、沖縄地区税関税務相談室(関税)、県税事務所(地方税のうち県税)、各市町村税務担当課(地方税のうち市町村税)へご相談下さい。
ただし、認定を受けたとしても特例の適用を確約するものではありませんので、予めご了承ください。(適用に関する適否については、税務当局の判断になります。)

注1: 国税は、特例措置のうち、①②③のいずれかを**選択**(個人は③のみ)
注2: 建物附属設備は建物とともに取得する場合にのみ制度の対象となる
注3: 土地については、**取得(購入)後1年以内に建物建築に着手**した場合に限る
注4: こん包業は国税及び地方税(事業所税除く)の特例措置は対象外

関税の特例措置に関する事業認定取得の流れ



■ 地方拠点強化税制
(本社機能の移転・拡充に関する優遇措置について)

沖縄県知事策定の「地域再生計画」における指定地域の区域内において本社機能の移転・拡充を行う事業者は、その事業実施に関する整備計画について、事前に沖縄県知事から当該計画が適当である旨の認定を受けることで、課税の特例等の優遇措置を活用することができます。

企業の本社機能 移転・拡充のご案内

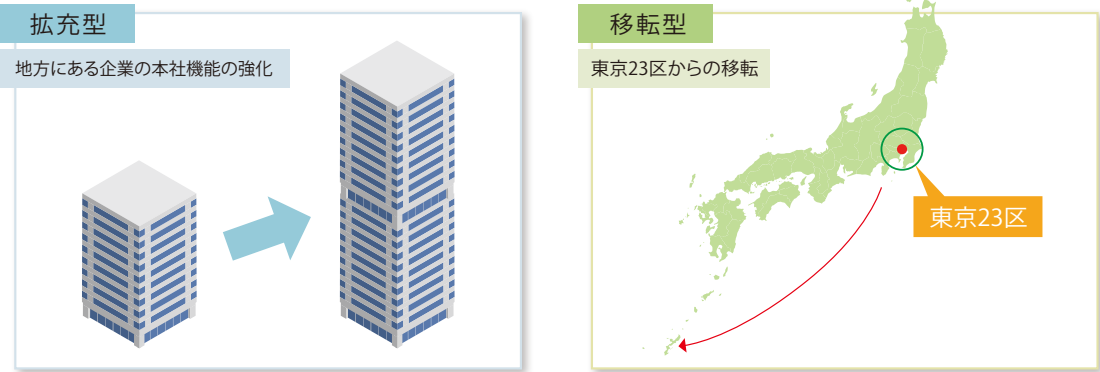
■ 本社機能の移転・拡充で様々な優遇措置を受けることができます。

- ※1

本社機能(特定業務施設)とは①事務所、②研究所、③研修所のいずれか(併せて整備する子育て支援施設を含む)であって、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の運用に関するガイドライン別表に該当するものをいいます。
- ※2

優遇措置を活用するためには、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を申請し、県知事に認定を受ける必要があります。(令和8年3月31日までに認定を受ける必要があります)
- ※3

優遇制度は概要を記載しております。
申請や制度の詳細は下記問い合わせ先まで連絡ください。



■ 国の優遇制度 税制上の特例措置(地方拠点強化税制)

	拡充型	移転型
対象地域(市町村)	うるま市、沖縄市、浦添市、糸満市、南風原町の一部地域	左記市町村+名護市、恩納村、八重瀬町の一部地域
オフィス減税	特別償却15%又は税額控除4%	特別償却25%又は税額控除7%
雇用促進税制	増加雇用者1人あたり最大30万円	増加雇用者1人あたり最大170万円

■ 県の優遇制度 税制上の特例措置(地方税の減免) ※対象設備や投資額など一定の要件を満たす必要があります。

	拡充型	移転型
事業税	対象外	3年間課税免除
不動産取得税	現行税率の1/10	課税免除
固定資産税※	3年間軽減	3年間課税免除

※固定資産税については、県税にかかる分の記載です。市町村税分にかかるものは各市町村にお問い合わせください。

詳細は沖縄県 商工労働部 企業立地推進課までご相談ください。
TEL:098-866-2770 FAX:098-866-2846 E-mail:indus-pr@pref.okinawa.lg.jp
<https://www.pref.okinawa.jp/kensei/kencho/1000011/1017705/1017714.html>



関税の課税の選択制

国際物流拠点産業集積地域では『原料課税』又は『製品課税』のいずれかを選択できます。外国貨物である原材料を保税した状態で加工・製造し、製品を国内へ出荷(輸入)する場合、輸入原材料に課せられる関税について、「原料課税」又は「製品課税」のいずれか低い方を選択できます。

※一部適用除外品目があります。



保税地域制度とは?

保税地域制度は、税関長から保税地域の許可を受けて、特定の場所や施設で関税や消費税を納めないまま、外国貨物の蔵置、加工・製造又は展示等ができる制度です。

保税地域の許可を受けた企業は

- 外国貨物である部品・原材料を加工・製造し、できた製品を外国に輸出する場合、関税や消費税を納める必要はありません。
- 外国貨物を関税や消費税を納めないまま保管、点検、改装、仕分けなどを行い、市場の需要に応じた輸出や国内出荷ができます。国内に出荷する場合には関税や消費税を納める必要があります。
- 保管している外国貨物の外国への返品や不良品等の減却をする場合は、関税や消費税を支払う必要はありません。

